

関連会社ではない1所への出向に対して 関連会社に変更することを申し入れる！

2月1日付けで、2名の組合員に対してタイガー警備保障株式会社への出向が発令されました。タイガー警備保障はJ R 東海の関連会社ではありません。2月6日付けで、関連会社ではないタイガー警備保障への出向を中止して、関連会社への出向に変更することを申し入れました。以下、申し入れです。

タイガー警備保障株式会社への出向に関する申し入れ

2月1日付けで、2名の組合員に対してタイガー警備保障への出向が発令された。

出向先のタイガー警備保障は、J R 東海との関係からすればJ R 東海の関連会社ではない。出向規程第2条（出向の意義）に「出向とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、関連会社又は団体等に勤務することをいう」と定められている。出向規程第2条からすれば、関連会社ではないタイガー警備保障を出向先としたことに不合理がある。

しかも、関連会社のなかには要員不足の所があるにもかかわらず、関連会社ではないタイガー警備保障への出向は到底納得がいくものではない。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定されたい。

記

1. タイガー警備保障を出向先とした根拠を明らかにすること。
2. 出向規程第2条からすれば、関連会社ではないタイガー警備保障を出向先とすることに整合性も合理性もなく、規程違反と受け止められる。会社の見解を明らかにすること。
3. タイガー警備保障への出向を中止して、関連会社への出向に変更すること。